

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の18第1項の規定に基づき、協定を締結するため、同法50条の19第1項の規定により、次のとおり公告し、当該協定を利害関係人の縦覧に供する。

なお、当該協定について、縦覧期間満了の日までに、意見書を知事に提出することができる。

平成30年2月9日

清水港港湾管理者 静岡県  
代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 官民連携国際旅客船受入促進協定の名称  
清水港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地  
清水国際クルーズターミナル（仮称）  
静岡県清水区日の出町10-18
- 3 官民連携国際旅客船受入促進協定の有効期間  
当該協定締結日から平成48年12月31日まで
- 4 官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧の場所  
静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
- 5 縦覧の期間及び時間  
平成30年2月9日から平成30年2月22日まで  
縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 6 意見書に記載すべき事項
  - (1) 当該協定に関する意見
  - (2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
- 7 意見書の提出方法及び提出先
  - (1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
  - (2) 提出先 縦覧場所と同じ。